

第4章

「人かまんなか」
であるために

みんなで作る (協働都市)

市民と行政の協働によるまちづくりを展開するための仕組みをつくとともに、新たな時代に対応した行財政運営の実現をめざします。

第1節 コミュニティの育成と住民自治の促進 (コミュニティ)

【基本認識】

- 都市化が進むなかで、地域間・住民間での連帯意識が薄れつつあることも現実であり、今後は、地域に根ざした文化、スポーツ、地域福祉活動等、地域住民の自発的なコミュニティ活動の推進と拡大を図ることが重大な課題となっています。
- コミュニティ施設としては、集会所の整備を推進しています。しかし、施設が老朽化しているところもあり、あまり積極的に利用されていないところもあります。
- 今後は、コミュニティ活動の基盤として、さらに災害発生時における避難場所として集会所等のコミュニティ施設の整備充実を図る必要があります。

【基本方針】

- 自治会活動を支援するなかで、地域活動への参加意識やふるさと意識の高揚、連帯感の醸成、地域リーダーとなる人材の育成を進めます。
- コミュニティ活動の拠点となる施設の充実を図ります。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
コミュニティ活動の育成	活動の育成	地域の自主的な活動を育成するため、自治会等の自治組織の育成及び活動に対する支援に努める。		自治組織との相談業務の充実
	地域社会づくりの推進	自治会等の地縁的なつながりの深い組織を、地域の多様化する課題に対応できるよう活性化、相互扶助機能の強化を図りコミュニティの再構築に努める。		地域社会での相互扶助機能の強化
コミュニティ施設の充実	地区集会所の整備充実	地域の活性化を図るため、地域住民の学習活動やコミュニティ活動等身近な生活圏の拠点となる施設の整備拡充を図る。	コミュニティ施設整備事業	生活圏の拠点となる集会所整備
	地区公民館の整備充実	地区公民館の整備充実を図るとともに、地区の自主的な運営を促進する。	コミュニティ施設整備事業	生活圏の拠点となっている地区公民館の整備

【主要事業】

施 策	主要事業名	主要事業費 (千円)
地区集会所の整備充実	コミュニティ施設整備事業	50,000

第2節 市民と行政のコミュニケーションの充実 (広報・広聴・情報公開)

【基本認識】

- 広報誌については、毎月1回、月初めに「広報四国中央」を28ページで発行していますが、お知らせなど告知のページが中心であるため、市民が興味や親しみを持てるコーナーの充実が課題となっています。
- ホームページについては、平成16年4月1日の市発足と同時に公式ホームページを公開し、6月からは質問メールにも対応しています。平成18年度よりホームページリニューアルを実施し、職員による情報発信を行っていますが、内容のさらなる充実が今後の課題となっています。また、地域SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）により、インターネット上でのコミュニケーションづくりの場を提供しています。
- 川之江地区・土居地区・新宮地区においては広報委員会を組織し運営していますが、伊予三島地区における広報委員制度への速やかな移行が課題となっています。
- 情報公開制度については、新市発足と同時に四国中央市情報公開条例及び同施行規則を公布・施行し、これに則って、運用されているところです。なお、平成20年4月1日からは、公文書の公開請求者を「何人」でも請求できるよう改めたところです。
- 制度の運用については、職員の経験等が必ずしも十分でないことから、職員研修等による資質向上を図る必要があります。
- 個人情報保護制度については、平成17年10月1日、四国中央市個人情報保護条例及び同施行規則を施行しました。これにより個人情報の扱いについては明確なガイドラインに従い運用されているところです。

【基本方針】

- 広報・広聴一体となった推進を基本とし、従来の媒体の充実による活動の充実を図ります。
- インターネットホームページの活用による市民とのコミュニケーションの充実、情報の共有化を図ります。
- 市政への積極的な市民参加を促進するため、市民が利用しやすい情報公開制度の促進に努めます。また、市が保有する個人情報については、本人からの開示等を求める権利を明らかにし、個人の権利・利益の保護及び市民に信頼される市政の運営に努めます。
- 住民サービスの観点から口座振替の推進と併せて、平日、市税窓口や銀行等で支払えない方も、休日夜間などに主要なコンビニエンスストアでの収納ができるように調査研究を進めます。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
広報・広聴 の充実	各種広報活動の充実	市民と行政、また市民相互のコミュニケーションの媒体として広報誌等の充実を図る。	広報誌発行事業	はがき等の刷り込みにより市民と行政のコミュニケーション機能を持たせる情報の拡大
	各種広聴活動の充実	広聴活動の強化を図るため、広報委員制度の拡充、公聴会等、市民の生の声を直接聞く場の充実に努める。	広報委員会開催事業	市内全域における広報委員制度の拡充 広報委員会開催回数の拡大
	開かれた市政の実現	市長が直接市民の意見を聞くことで、市民本位の政策づくりと開かれた市政の実現を図る。	市民サロン事業	各庁舎ロビーにて月3回以上の開設 延べ100人以上の方々から意見を聞き、政策へ反映

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
インターネットとCATVの行政チャンネルの活用	ホームページを介した広報・広聴及び住民サービスの充実	市民と行政のコミュニケーション手段、市民ニーズへの対応、市外への情報発信として、インターネットホームページの充実やCATVの行政チャンネルの有効活用を図る。また、広聴面では、Eメールの活用やタウンコメントの活用を図る。さらに、ホームページの携帯電話への対応を図り、災害等の緊急時に、即時に情報入手できるようなシステムを整備する。	ホームページ及びCATV行政チャンネルによる広報広聴事業	広報誌、PCホームページ、携帯電話ホームページ、CATV行政チャンネル等の連携による情報の均衡を図り各メディア間での情報格差の軽減
情報公開・個人情報保護の推進	情報公開の推進	公文書の公開請求権を「何人」でも請求できるように拡大したことにより、一層、透明性の高い市政の運営を推進する。		条例の運用
	個人情報の保護	個人の権利・利益を保護し、市民に信頼される市政の運営を推進する。		条例の運用
住民サービスの向上	窓口サービスの向上	時間外窓口サービスによるサービス提供時間、交付証明書の拡充、出張所業務および位置の見直し、窓口開設場所の拡大等、窓口サービスのさらなる充実を図る。		時間外窓口での税証明交付等サービス拡充、期間限定の土日開庁 窓口サービス提供場所の拡大等の検討
	収納サービスの向上	口座振替の推進、コンビニエンスストアへの収納委託について調査研究を行う。		調査研究の実施

【主要事業】

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
各種広報活動の充実	広報誌発行事業	37,500
各種広聴活動の充実	広報委員会開催事業	55,000

第3節 市民・行政協働のまちづくりの推進（市民参画）

【基本認識】

- 地方分権の推進により、国と地方公共団体の役割が大きく変化する一方で、少子高齢化、国際化、高度情報化の進展、産業構造の変化、環境問題などにより、市民の生活様式や価値観が多様化し、様々な課題に直面しています。
- 課題の克服には、市民が主体となり、情報を共有しながら、市政に積極的に参画し、お互いに協働してまちづくりを推進していくことが重要となっておりますが、現状では市民の参画は十分とはいえず、施策各般にわたり市民の要望が十分反映されていない現状があります。
- 自治基本条例の規定に基づき、市民が主役の市民自治の確立を目指し、市民・議会・市の三者が一体となって、協働によるまちづくりを推進していくことが重要です。
- NPOやボランティア団体の台頭に見られるように、公共サービスを行政のみに頼らない「新しい公共空間」が形成されつつあります。分権型社会に対応するためには、市民を中心とした「新しい公共空間」の担い手の多元化を推進し、多様な組織体と行政が相互に連携していくことが、非常に重要となっております。

【基本方針】

- 自治基本条例に基づき制定したタウンコメント手続条例、審議会等の運営に関する指針等の運用により、市民の市政への参加機会の拡充に努めます。
- 市民自治の確立並びに協働によるまちづくりを推進するため、市民自治推進委員会を設置し、具体的な市民参画の方法やまちづくりの取り組み状況を審議します。
- 市民の自主的なまちづくり活動の育成、まちづくりNPOやボランティアなど、市民が主体となった各種団体の育成とこれらとの連携によるまちづくりの展開を図ります。
- 地方分権に対応できる職員の意識改革及び能力開発に努めるとともに、国・県との新たな関係の下での各種制度の効果的な運用を進めます。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
市民との役割分担の明確化	市民の役割についての意識の啓発	個人や地域等で解決できる問題への取り組みや自主的なまちづくり等について、活動意識の啓発に努め、積極的な参加、協力を促す。		自治基本条例の運用
市民主体のまちづくりの促進	地域審議会の活動支援	旧土居町、新宮村地区のまちづくりを主体的に担う地域審議会の活動を支援する。		地域審議会の定期的開催
	各種計画策定段階における住民参加促進	各種計画の策定段階から住民参加の促進を図り、意向の反映に努める。		審議会等への公募委員の選任
	タウンコメント制度の活用	各種計画の立案に対して、多様な媒体を利用して幅広く意見を求め、意思決定を行う。		タウンコメント 手続条例の運用
	行政評価システムの整備	施策・事業のムダをなくすとともに、「計画～実施～評価・改善～計画～実施～」という行政サイクルの確立、まちづくりの目標に対する一貫性のある取り組みを助長するため、施策・事業進行管理・評価手法の確立及び市民参加による行政評価システムの整備を進める。		事務事業評価システムの改善・ 施策評価システムの構築
	まちづくりNPO・ボランティアの支援・育成	まちづくりにおいて重要な役割を担うNPOやボランティアを支援・育成し、市民参加と協働のまちづくりを促進する。	まちづくり活動支援事業 四国中央市NPO法人はじめの一步支援事業	ボランティア推進計画の見直し 多種多様な事業への支援 NPO法人化300%増
	市民自治推進委員会の設置	市民自治推進委員会を設置し、市民自治の確立並びに協働によるまちづくりを推進する。	市民自治推進委員会の設置	平成24年度設置
行政の対応力の向上	職員意識の改革	協働のまちづくりについて、職員意識の啓発及び能力開発に努める。		人事考課制度の運用
	国・県制度への対応	新たなまちづくりの展開や国・県の制度改革に対応した法務の充実を図る。		国・県の制度改革に即応した条例等の整備

【主要事業】

施 策	主要事業名	主要事業費 (千円)
まちづくりNPO・ボランティアの支援・育成	まちづくり活動支援事業	7,500
	四国中央市NPO法人はじめの一步支援事業	1,500

第4節 効率的な行政運営の実現（行政改革）

【基本認識】

- 地方分権の推進にともない、国と地方自治体は対等の関係となるような様々な制度改善がされました。これにより地方行政においては自己決定・自己責任が原則となり、その政策立案能力等の違いが行政サービスの内容や地域の活力を大きく左右する時代になりつつあります。これに対して、行政に対して高度で多様なサービスの需要が高まり、専門性を持つ職員を育成していく必要があります。
- 合併に伴い、旧構成団体の職員をすべて新市に引き継いだため、同規模団体や総務省が定める類似団体数値と比較すると職員数が多い状況にあります。このため、行政に対する高度で多様なサービスの需要に対応しつつ、合併の本来の目的である行政の合理化・効率化を図るため、職員数の削減を図る必要があります。

【基本方針】

- 企画立案機能の強化や行政評価システム（施策・事業評価手法等）の確立、柔軟な組織づくりなどにより、施策・事業の効率的実施を図ります。
- 事務改善の推進や行政の情報化推進、適性を考慮した人材活用及び資質向上に努めます。
- 合併後の行政の効率化を一層推進するため、スクラップ・アンド・ビルドによる公共施設の統廃合を図ります。
- 地方分権に対応するとともに、隣接市町村との連携のもとに広域的な計画を踏まえながら各種施策を推進し、広域行政サービス・ネットワークの構築に向けた積極的な対応を図ります。
- 上記各項目を実現させるため、下記の計画等を推進します。
 - ・行政改革大綱
 - ・集中改革プラン
 - ・定員適正化計画

- ・アウトソーシング計画（ガイドライン編・実施計画編）
- ・公共施設統廃合計画
- ・人材育成基本方針

【計 画】

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
計画行政の 推進	計画的・戦 略的な施策 の推進	地方分権化に伴うまちづくりにおいて 求められる、自治体独自の施策事業を 打ち出すとともに、最小限の事業費で 最大限の効果を得ることをめざして、 計画的・戦略的な施策の推進を図る。		総合計画実施計 画の運用
施策・事業 の効率的実 施	施策調整機 能の強化	各課にまたがる行政課題に対する施 策・事業の円滑な調整が図れる体制整 備を確立する。		集中改革プラン の達成度 100%
	施策・事業 進行管理・ 評価手法の 確立	情報公開及び行政の説明責任という観 点から、行政運営の透明性を確保する ため、基本計画における施策の目的に 照らして、実施計画の効果を評価し、 行政評価も合わせて、必要に応じた見 直しを推進する。		事務事業評価シ ステムの改善・ 施策評価システ ムの構築
	時代に適合 した組織づ くり	社会情勢、行政需要の変化に対応し、 組織・機構を適宜見直し、効率的な行 政組織の整備を図りながら重要施策等 に対しては、プロジェクトチーム制の 導入など機動性のある行政運営を図 る。		集中改革プラン の達成度 100% 目標管理制度 (バランス・スコ アカード) の運 用
事務改善及 び行政の情 報化の推進	行政組織の スリム化及 び民間活力 の導入	本庁方式に向け行政組織をスリム化す るとともに、積極的に民間活力を導入 し、効率的な事業実施を図る。		平成 26 年度本 庁方式へ移行 アウトソーシ ング計画の見直し 及び達成度 100%
	公共施設の 効率的活用	公共施設の効率的運営を図るため、類 似施設の統廃合を推進する。また、本 庁方式移行により生じる庁舎等の空き スペースを有効活用する。	庁舎取得・耐震 化事業	公共施設統廃合 計画の達成度 100%
	文書管理の 推進	文書情報の電子化（電子決裁・電子保 存）により文書情報の共有化と効果的 な活用を推進するとともに、事務の効 率化を図る。	集中改革プラン の運用	平成 26 年度か ら運用
人材の有効 活用及び資 質向上	職員数の適 正化及び適 材適所の人 材活用	簡素で効率的な行政運営のため、定員 適正化計画に基づき職員数の抑制、適 材適所の人員配置を行う。	定員適正化計画 の実施	平成 22 年度か ら 5 年間で 150 名以上削減

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
人材の有効活用及び資質向上	職員研修の体系化・自主研修の促進	研修体系の充実・強化を図るとともに、自己啓発を促す職場づくり、自己啓発意欲の助長に努める。	人材育成基本方針の運用	スキルアップ研修、派遣研修等の充実
	新たな人事制度の構築	人事育成基本方針に基き、新たな人事制度を構築するための行動計画を策定し実施する。	有機的人事管理制度の構築	平成21年度から職員採用、昇任管理、配置管理、分限処分、表彰制度等の新たな人事制度を策定・実施
地方分権への対応	職員意識の改革	コスト意識の高い職員、改革性、創造性を持つ職員の育成に努める。	人材育成基本方針の運用	平成21年度から目標管理を加え人事考課を本格実施
	各種制度の整備・充実	行政改革の推進及び市民参加の拡大等により地方分権時代に対応した行政体制の整備・確立を図る。		集中改革プランの達成度100%
	政策形成能力の向上	自らの責任で考え、判断し、新しい課題に対応できる職員の育成に努める。	人材育成基本方針の運用	平成21年度から目標管理を加え人事考課を本格実施
広域的な施策連携の強化	広域業務の充実	広域の事業・活動を支援するほか、関係市町村との連携を密にし、適切な管理運営を図る。また、関係自治体との地域間交流など地域の活性化に係わる事業の推進を図るとともに、人材の育成、財政負担の適正化に努める。	四国中央地域交流事業	広域行政ネットワークの構築
	共通課題に対する施策連携の強化及び本市の役割の明確化	県境を越えた広域的な地域づくり・課題解決を図るため、四国の交流拠点都市をめざす本市の役割を明確にしながらか近隣市町村との施策連携に努める。		広域行政ネットワークの構築 総合計画の施策の推進
広域的な住民サービスの充実	公共施設利用等各種住民サービスの向上	市民の日常生活の広域化に対応し、公共施設の相互利用、情報のネットワーク化など広域的な連携を推進し、市民サービスの向上に努める。		広域行政ネットワークの構築

【主要事業】

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
公共施設の効率的活用	庁舎取得・耐震化事業	50,000

【行政改革大綱の概要】

平成22年度から平成26年度までの5年間において行う行政改革の大綱。その背景と必要性を解説し、新市にふさわしい「協働のまちづくり」を進めます。具体策としては項目ごとに目標数値を掲げた集中改革プランを策定し、これに基づき実践していきます。

(平成22年度改定)

【集中改革プランの概要】

各種行政改革への取り組みについて、項目ごとの改革手法と可能な限りの数値目標を設定した計画。その進行管理については、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)の「PDCAサイクル」を導入し、進行状況を行政改革調査特別委員会に報告し評価をいただくとともに、インターネット等でも公表し広く市民から意見を求め、行政改革推進本部において改善し、新たな計画に反映させていきます。

(平成22年度改定)

【定員適正化計画の概要】

合併の主目的でもある人件費の削減のため、施設管理の民間委託・民営化などを進め、適正な組織機構改革を実施しながら平成22年度から5年間で150人以上の職員数の削減を図ります。削減手法としては、新規採用者数を退職者数の3分の1以内に抑えますが、退職者が多い年に際しても平準化した採用に努めるとともに、勸奨退職制度等の活用により、さらなる職員数の削減を図ります。

(平成17年9月策定)

【アウトソーシング計画（実施計画編）の概要】

「民間でできることは民間へ」の視点にたち、公共施設管理の民間委託・民営化を進めるための具体的な計画です。アウトソーシングする業務、施設、時期等を具体的に示し、計画的かつ段階的に実施していきます。

(平成18年3月策定)

【公共施設統廃合計画の概要】

公共施設の適正配置と有効活用を通じ、より効果的・効率的な行財政運営を推進するために、施設ごとに将来的な統廃合や民間活力の導入などの方向性を定め計画的に実施していきます。

(平成21年度策定)

第5節 健全な財政運営の推進（財政運営・財政改革）

【基本認識】

- 平成19年度決算における主な財政指標は、財政力指数が0.848（3カ年平均）と高く、財源に恵まれているといえるものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は94.9%と高く、硬直化の状況にあります。また、実質公債費比率も20.7%（3カ年平均）と非常に高い水準にあるため、平成18年度から公債費負担適正化計画に基づき公債費の低減に努めています。
- 近年の不安定な経済状況を反映し、本市の財政においても収入の根幹をなす市税収入の大きな伸びは期待できません。また、地方交付税も平成26年度に合併特例期間が終了し、平成32年度には完全に一本算定になることから大幅な減額となります。したがって、それまでに歳入に見合った財政運営を行うため、一層の行財政改革による行政コスト削減が求められます。
- 少子高齢化に対応する施策をはじめ、今後とも増大すると予想される財政需要に的確に対応し、さらに合併によって生じる新たな財政負担に耐えうる柔軟な足腰を備えた財政運営が強く望まれます。
- 平成20年4月30日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充され「ふるさと」に貢献したい、応援したいという納税者の思いを活かすことができるようになりました。今後、この制度の活用が期待されます。

【基本方針】

- 公債費負担適正化計画に基づき、可能な限り繰上償還、減債基金の積立等を図り、実質公債費比率を18%以下に抑えます。
- 市税、使用料・手数料など自主財源の拡充に努めるとともに、合併特例債の効果的な活用、その他、国・県補助金等の特定財源の適切な確保に努めます。
- 歳出については、行政改革の推進と経費全般の徹底した見直し、まちづくりにおける市民・企業との役割分担の明確化等により節減合理化を進め、事業の適正な執行とコスト意識の醸成に努めます。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
財源の確保	課税客体の把握・収税体制の強化・口座振替等の推進	財源の確保を図るため、課税客体の把握に努めるとともに、臨戸徴収や法的処分の実施等に対応する収税体制を強化して税の公平を確保する。 また、口座振替による納税の簡素化をPRするとともに、納税意識の向上を図り、口座振替を促進する。	口座振替促進事業（金融機関等への協力依頼）	口座振替加入率35% 滞納整理機構の活用
	手数料・使用料等の適正化	住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、関係事務費の動向に即応して見直しを行い、その適正化を図る。		集中改革プランの運用
	国への税制・財源配分制度等の改善要請	地方分権に対応し、地方自治体の経営基盤の確立を図るため、税制度・財源配分制度等の改善を国・県に対して要請する。	各種陳情等	随時改善要請
	国・県事業の効果的な導入	事業計画において、本市の課題解決のために有効な国・県の補助事業の積極的かつ有効な活用に努める。		総合計画実施計画の運用
	地方債の効果的な活用	事業計画において、健全財政の確保を基本としながら、地方債の有効な活用に努める。	公債費負担適正化計画の運用	実質公債費比率18%以下
財政運営の適正化	経常経費の節減	事務事業の全般的見直しを行い、コスト意識を持ち、創意と工夫により経常経費の節減に努める。	集中改革プランの運用	経常収支比率93%以下
	補助金等の見直し	補助金等の公益性、行政的效果等事業内容及び団体の運営状況を十分精査し、適正かつ効果的な交付に努める。	補助金見直し（担当部署）	随時見直し
	総合計画に基づく戦略的な財政支出の推進	総合計画に基づき、施策・事業の戦略的・重点的な実施を図るため、財政支出の重点化を図る。		総合計画実施計画の運用
	PFI事業による施設整備の検討	民間の活力を導入したまちづくりを進めるため、PFI法に基づく施設整備の可能性について検討を進める。		集中改革プランの達成度100%
	企業会計の導入等によるコスト意識の醸成	財政状況を的確に把握し、健全財政の確保を図るため、企業会計の導入等による財政評価を行い、全庁的なコスト意識の醸成を図る。		バランスシートの有効活用
	外郭団体の見直し	市が一定以上の出資又は人的・財政的な支援を行っている団体について、市の支援内容を抜本的に見直すとともに、団体の自主的な経営改善を促す。		外郭団体評価診断書に基づき平成24年度までに改善